

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的有価証券

なし

##### ②満期保有目的以外の有価証券

なし

##### ③出資金

##### ア. 市場価格のあるもの

なし

##### イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

なお、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく定額法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6年～65年
工作物	10年～60年
物品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア	5年（見込利用期間）
ダム使用权	55年
施設使用权	50年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業特別会計、筑後市立病院、福岡県南広域水道企業団（用水供給事業会計）については税抜方式によっています。

④地方公営企業法適用に着手している「下水道事業特別会計」の非連結処理

財務規定等が非適用の地方公営企業事業会計については、平成31年度までに地方公営企業になる予定であり、連結させない措置を適用しております。

なお、一般会計との内部取引については相殺処理をしておりません。（一般会計からの繰入金552,273千円）

## 2 重要な会計方針の変更等（平成 28 年度における変更点）

### （1）会計処理、手続の変更

なし

### （2）表示方法の変更

なし

### （3）資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

## 3 重要な後発事象

### （1）主要な業務の改廃

なし

### （2）組織・機構の大幅な変更

なし

### （3）地方財政制度の大幅な改正

なし

### （4）重要な災害等の発生

なし

### （5）その他の重要な後発事象

なし

## 4 偶発債務

### （1）補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

### （2）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

### （3）その他主要な偶発債務

なし

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ①財務書類の会計区分は以下の通りです。

団体(会計)名			区分	連結方法	比例連結割合	
連結会計	全体会計	一般会計	地方公共団体	全部連結	—	
		住宅新築資金等貸付特別会計	地方公共団体	全部連結	—	
		地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	地方公共団体	全部連結	—	
		特別会計	国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			市営住宅敷金管理特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
		介護保険特別会計(保険事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—	
		水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—	
	地方公社第三セクター	筑後市文化振興公社	地方公社第三セクター等	全部連結	—	
		筑後市土地開発公社	地方公社第三セクター等	全部連結	—	
		筑後市立病院	地方公社第三セクター等	全部連結	—	
	一部事務組合等	花宗用水組合	一部事務組合等	比例連結	63.5%	
		山の井用水組合	一部事務組合等	比例連結	41.5%	
		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	一部事務組合等	比例連結	2.2%	
八女西部広域事務組合		一部事務組合等	比例連結	24.5%		
福岡県自治振興組合		一部事務組合等	比例連結	1.3%		
福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)		一部事務組合等	比例連結	1.0%		
福岡県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)		一部事務組合等	比例連結	1.0%		
福岡県南広域水道企業団(用水供給事業会計)	一部事務組合等	比例連結	5.3%			

#### ②一般会計等の対象範囲のうち、独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計については、普通会計の対象範囲には含まれません。

〔筑後市立病院の地方独立行政法人への移行前の起債償還に係る歳入歳出は、企業会計(想定企業会計)として扱うため。〕

#### ③一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

#### ④地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

#### ⑤地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ⑥表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	7.4%
将来負担比率	44.3%

⑧利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

720,797 千円

⑨繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額 (一般会計) 359,350 千円

⑩過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲 売却予定とされている公共資産

イ. 内訳

事業用資産 (土地) 9,435 千円

③減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

ソフトウェア	取得原価	84,105 千円
	減価償却累計額	43,163 千円

全体会計

ソフトウェア	取得原価	94,756 千円
	減価償却累計額	48,501 千円

④減債基金に係る積立不足額

なし

⑤基金借入金 (繰替運用)

なし

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額  
15,230,630 千円

⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,341,969 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	197,325 千円
将来負担額	28,350,620 千円
充当可能基金額	6,131,243 千円
特定財源見込額	3,012,112 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,230,630 千円

⑧地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
4,115 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額  
なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等

△263,132 千円

全体会計

△ 46,725 千円

連結会計

279,048 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	18,948,313千円	18,534,891千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	617,587千円	666,249千円
資金収支計算書	19,565,899千円	19,201,140千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付特別会計、地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計）の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	117,198千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,158,010千円
未収債権額の増加	340,775千円
未収債権額の減少	△348,906千円
資産売却益	10,841千円
資産除売却損	△2,538千円
不能欠損額（引当金超過分）	△3,986千円
賞与引当金（増減額）	△34,338千円
退職手当引当金（増減額）	△271,598千円
徴収不能引当金（増減額）	△10,238千円
減価償却費	△1,968,134千円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,012,914千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	577,703千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,158,010千円
未収債権額の増加	668,058千円
未収債権額の減少	△665,123千円
資産売却益	10,841千円
資産除売却損	△20,519千円
不能欠損額（引当金超過分）	△7,845千円
賞与引当金（増減額）	△41,539千円
退職手当引当金（増減額）	△136,201千円
徴収不能引当金（増減額）	△25,466千円
その他増減	88,084千円
減価償却費	△2,168,218千円
純資産変動計算書の本年度差額	△562,214千円



④一時借入金

一般会計等

一般会計

一時借入金の限度額 1,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 28 千円

住宅新築資金等貸付特別会計

一時借入金の限度額 60,000 千円

地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計

一時借入金の限度額 160,000 千円

全体会計

国民健康保険特別会計

一時借入金の限度額 1,200,000 千円

一時借入金に係る利子額 9 千円

後期高齢者医療特別会計

一時借入金の限度額 50,000 千円

介護保険特別会計（保険事業勘定）

一時借入金の限度額 400,000 千円

一時借入金に係る利子額 2 千円

介護保険特別会計（地域包括支援センター事業勘定）

一時借入金の限度額 30,000 千円

水道事業会計

一時借入金の限度額 200,000 千円

⑤重要な非資金取引

なし